

令和6年度M&Aマッチング促進事業
(マッチングコーディネーター)に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「令和6年度M&Aマッチング促進事業(マッチングコーディネーター)」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領において「中小企業者」とは、次の各号を全て満たし、県内に主たる事務所または事業所を有する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- (2) 地域金融機関等にM&Aの相談をし、支援を受けている者
- (3) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (4) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと
- (5) 個人事業者にあつては事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと
- (7) インターネットプラットフォームの運営会社が利用規約に定める登録拒否事由に該当しないこと
- (8) その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと

2 本要領において「マッチング」とは、第三者への譲渡を希望している中小企業者に、相手先候補の企業を選定することとする。

3 本要領において「売り手企業」とは、第三者への譲渡による事業承継を検討している中小企業者とする。

4 本要領において「買い手企業」とは、売り手企業の譲受けを検討している者とする。

5 本要領において「地域金融機関等」とは、事業承継に係る支援を希望する中小企業者に対して、事業承継診断を行った上で、M&Aの相談を受け、当該企業にM&Aの支援を実施している支援機関等とする。

(実施内容)

第3条 本事業において、M&Aを検討している中小企業者を支援するため、マッチングコーディネーターを配置し、下記の事業を実施するものとする。

- 1 売り手企業の発掘
 - (1) 事業の広報の実施
 - (2) 相談対応
- 2 売り手企業のニーズ把握

- (1) 必要書類の収集
- (2) 売り手企業の概要及びニーズの把握
- 3 マッチングに向けた支援
 - (1) 買い手企業募集記事の作成・公開
 - (2) 売り手企業と買い手候補企業のマッチング支援
 - (3) 最終契約に向けた支援
- 4 その他事業の目的を達成するため、知事が必要と認めた事項

(対象事業者)

第4条 本事業の対象となる事業者は、下記のいずれの要件にも該当する中小企業者とする。

- 1 事業承継を目的として、M&A（第三者への譲渡）を検討している者
- 2 オープンネーム型のインターネットプラットフォームに企業情報を登録し、M&Aマッチング（相手先企業の選定）をしようとする者

(支援に係る申請)

第5条 前条に規定する中小企業者のうち、マッチングコーディネーターによる支援を希望する者（以下「支援企業」という。）は、知事に、支援申請書（様式1）を提出しなければならない。

(支援期間)

第6条 支援企業に対する支援は、令和6年12月27日までに申請があったものとする。ただし、予め県が定めた利用件数の上限に達した場合はその時点で支援申請の受付を終了するものとする。

(支援の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による支援申請を受けたときは、必要に応じて地域金融機関等に支援企業の概況を聴取し、支援の決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき、支援を決定したときは、支援決定通知書（様式2）により、支援企業に対し通知する。

(決定事項の変更及び中止)

第8条 支援企業は、支援の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、直ちに知事に対し、報告、相談しなければならない。

- 2 前項の報告、相談を受けた知事は、支援企業に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

(取組状況の報告)

第9条 マッチングコーディネーターは、知事から求めがあった場合には支援企業の

M&Aの取組状況について、地域金融機関等へ報告するものとする。

(マッチングコーディネーターの義務)

第10条 マッチングコーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は茨城県産業戦略部中小企業課において別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。